

住みなれたまちで安心して暮らすために

介護保険と

高齢者福祉

2024年度



U BOOKS



目と耳で読む多言語対応ツール

このパンフレットは、スマホやタブレットを使って閲覧できます。

対応言語 / Languages you can choose

英語 (English) ・中国語簡体字 (简体中文) ・中国語繁体字 (繁體中文) ・韓国語 (한국) ・タイ語 (ไทย) ・ポルトガル語 (Português) ・スペイン語 (Español) ・インドネシア語 (bahasa Indonesia) ・ベトナム語 (Tiếng Việt)



西宮市

本書は、西宮市の介護保険制度の概要をはじめ、介護保険サービスの利用方法や高齢者福祉サービス全般について、わかりやすくまとめたものです。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

介護保険については

4ページ～35ページ

高齢者福祉については

36ページ～51ページ

もくじ

4 介護保険制度のしくみ

みんなが支え合う制度です	4
介護保険に加入する人は	6
介護保険の被保険者証が交付されます	7

8 保険料

保険料は大切な財源です	8
40歳から64歳の人の保険料	9
65歳以上の人の保険料	10

14 要介護認定

介護保険サービスを利用する手順	14
-----------------	----

16 ケアプランの作成

要支援1・2・事業対象者と認定された人	16
サービス利用の流れ	
要介護1～5と認定された人	18
サービス利用の流れ	

20 サービスを利用するとき

利用者はサービス費用の一部を負担します	20
利用者負担が高額になったとき	21
利用者負担の軽減	23

24 利用できるサービス

こんなとき、こんなサービスが利用できます	24
在宅サービス	25
施設サービス	31
地域密着型サービス	31
介護予防・日常生活支援総合事業	33

36 高齢者福祉

西宮市高齢者あんしん窓口	36
西宮市高齢者あんしん窓口マップ	38
安心できる生活のお手伝いをします	40
外出のお手伝いをします	44
住宅の改造費を助成します	46
生きがいのある暮らしを支援します	47
認知症の本人や家族を支援します	48
民生委員・児童委員とは	50

介護保険制度の
しくみ 4

保険料 8

要介護認定 14

ケアプランの作成 16

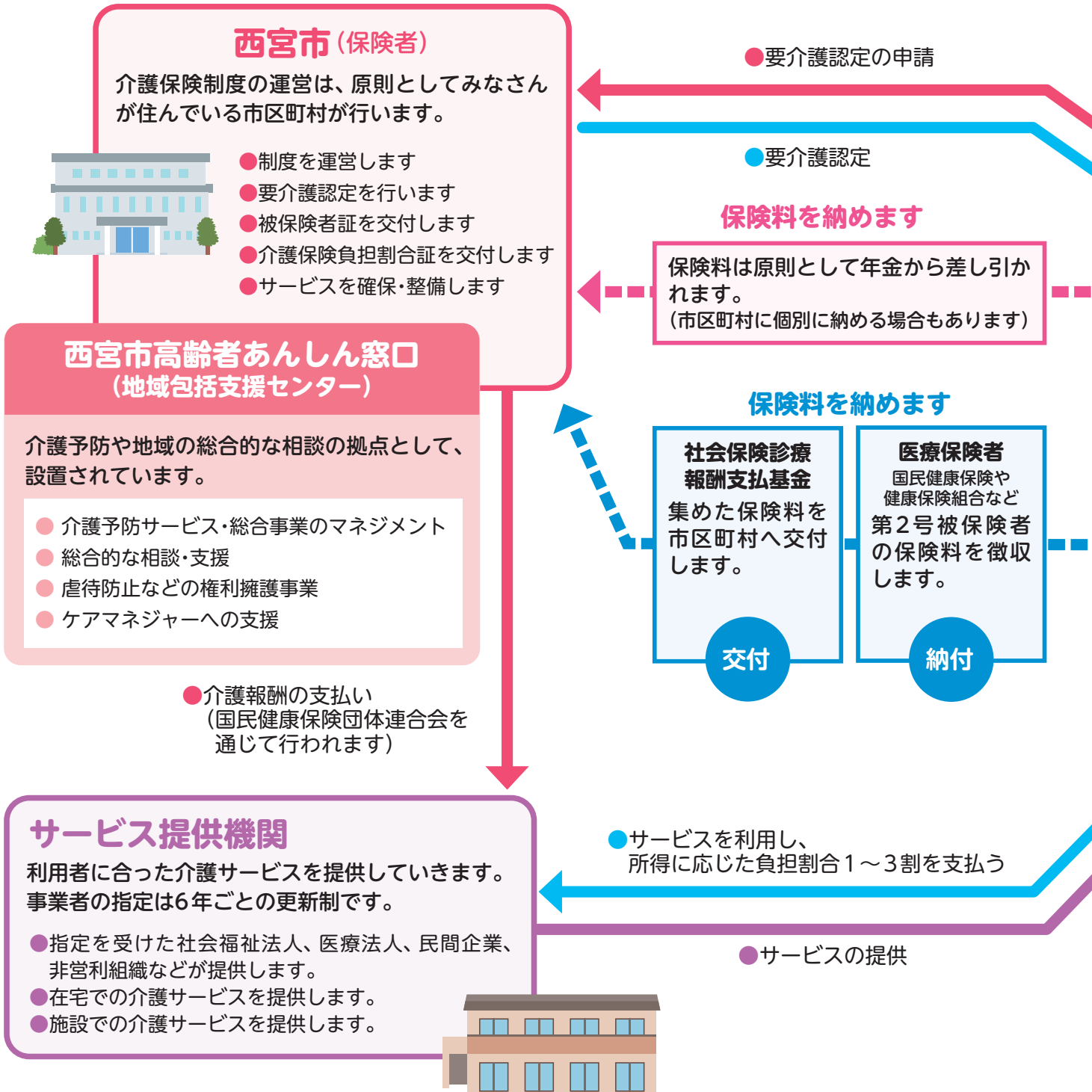
サービスを利用するとき 20

利用できるサービス 24

高齢者福祉 36

みんなが支え合う制度です

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人全員が被保険者。介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払いサービスを利用します。



者(加入者)として保険料を負担し、

40歳以上のみなさん



65歳以上の方(第1号被保険者)

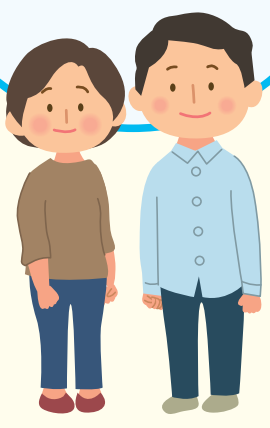
【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

(要介護認定 ▶ 14～15ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

加入者(被保険者)
年齢で二つの被保険者に分かれます。



40～64歳の方(第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険に加入する人は

40歳以上の人は、お住まいの市区町村が運営する介護保険の加入者（被保険者）となります。被保険者は年齢によって第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳から64歳）に分けられます。

加入は40歳になったら

介護保険に加入するのは40歳になった日（誕生日の前日）からです。加入するための手続きや新たな届出等は不要です。



40歳になったとき

例

7月1日生まれ

6月分

から第2号被保険者として保険料を負担します

7月2日～末日生まれ

7月分

から第2号被保険者として保険料を負担します

65歳になったとき

例

9月1日生まれ

8月分

から第1号被保険者として保険料を負担します

9月2日～末日生まれ

9月分

から第1号被保険者として保険料を負担します

こんなときは届け出ましょう

65歳以上の人（第1号被保険者）は、次のようなときに届出が必要です。

◆ 下記の手続きについては高齢介護課、または各支所・サービスセンターで受付できます。

- 他の市区町村から転入したとき
- 氏名が変わったとき*
- 他の市区町村へ転出するとき*
- 被保険者が死亡したとき*
- 市区町村内で住所が変わったとき*

※印の場合は被保険者証を添付して届け出てください。



こんなとき
どうする

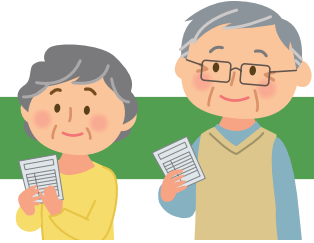
市外の介護保険施設や有料老人ホームなどに 入所（入居）して住所を施設に変更した場合は？

他の市区町村にある介護保険施設や有料老人ホームに入所（入居）することにより、住所を施設に変更した場合は、住所変更前の市区町村の被保険者になります（住所地特例制度）。また2つ以上の介護保険施設などに入所して、順次住所を施設に変更した場合も、最初の施設へ入所（入居）する前の住所地の市区町村の被保険者になります。

介護保険の被保険者証が 交付されます

被保険者証が交付される時

介護保険の被保険者証は、被保険者一人に一枚交付されます。



65歳以上の人 第1号被保険者

65歳に到達した月・転入した月の翌月上旬に被保険者証を郵送します。ただし、すでに第2号被保険者(40歳から64歳)として要介護認定を受けている人は、認定時に被保険者証をお渡ししておりますので、従来の被保険者証をそのままお使いいただくことになります。

40歳から64歳の人 第2号被保険者

要介護・要支援の認定を受けた人に交付されます。また、被保険者証の交付を申請した人にも交付されます。

被保険者証はこんなときに必要です

被保険者証は、要介護認定の申請やサービスを利用するときなどに必要になります。必ず提示しましょう。

※病気やけがなどで医療機関にかかるとき(診察や治療、投薬など)は、今までと同じように医療保険の被保険者証を提示してください。



要介護認定の申請

介護が必要となり、要介護認定の申請をするときに提出します。(P.15参照)

ケアプランの作成

ケアプランの作成依頼を市区町村に届け出るとき、事業者などに計画作成を依頼するとき(P.16参照)

介護サービスの利用

在宅サービス、施設サービスを受けるときは、事業者や施設に提示します。

保険料は大切な財源です

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

介護保険料はきちんと納めましょう。

介護保険の財源(1割負担の場合)

1割	9割				
	保険料50%		公費50%		
利用料			市区町村の負担金	都道府県の負担金	国の負担金
介護サービスの利用者負担	65歳以上の人の保険料	40歳から64歳の人の保険料			
	23%	27%			

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。**督促手数料**や**延滞金**が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部又は全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割又は4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は市区町村の担当窓口にご相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料

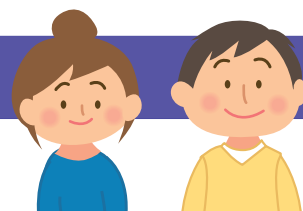
国民健康保険や職場の健康保険など、その人が加入している医療保険の保険料算定方法にもとづいて決められ、医療保険の保険料とあわせて納めます。

保険料の計算も、それぞれの医療保険の方式に準じて行われます。保険者が徴収した保険料は、支払基金(社会保険診療報酬支払基金)に全国分が一括して集められ、そこから各市区町村に交付されます。

※なお、高齢介護課では医療保険に関する情報を管理していないため、お問い合わせいただいてもお答えいたしかねますので、ご了承ください。

国民健康保険に加入している人は

※お問い合わせ先:西宮市国民健康保険課 ☎0798-35-3117



決め方

保険料は市の国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割}$$

所得割: 第2号被保険者の所得に応じて計算
均等割: 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算

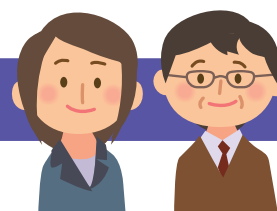
※介護保険料と国民健康保険料の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫から負担があります。

納め方

国民健康保険料として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

※お問い合わせ先:加入している各保険組合等



決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

健康保険料として給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人の保険料

● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

市区町村に必要な
介護保険サービスの総費用



65歳以上の方
の負担分 23%



市区町村に住む
65歳以上の方の人数



西宮市の介護保険料の基準額 **76,800円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、18段階に分かれます。 (2024年度)

保険料段階	基準額に対する割合	対象者		年間保険料額	
第1段階	0.285	本人が市民税非課税者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	21,900円	
第2段階	0.485		本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	37,300円	
第3段階	0.685		本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	52,700円	
第4段階	0.875		本人が市民税課税者	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	67,200円
第5段階(基準額)	1.0			本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超	76,800円
第6段階	1.15	本人が市民税課税者	本人の合計所得金額が120万円未満	88,300円	
第7段階	1.225		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	94,100円	
第8段階	1.45		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	111,400円	
第9段階	1.6		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	122,900円	
第10段階	1.8		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	138,200円	
第11段階	2.0		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	153,600円	
第12段階	2.2		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	169,000円	
第13段階	2.4		本人の合計所得金額が720万円以上830万円未満	184,300円	
第14段階	2.5		本人の合計所得金額が830万円以上1,000万円未満	192,000円	
第15段階	2.6		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	199,700円	
第16段階	2.7		本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	207,400円	
第17段階	2.8		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	215,000円	
第18段階	2.9		本人の合計所得金額が2,000万円以上	222,700円	

- **合計所得金額** (地方税法第292条第1項第13号に規定)
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。市民税の非課税基準に用いられます。
※株式等の譲渡損失など繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額となります。
※平成30年度より租税特別措置法により規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。
- **その他の合計所得金額**
合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額(公的年金等に係る雑所得)を除いた金額です。
※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を介護保険料の算定に用います。

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

特別徴収

年金が年額 **18万円以上** の人

年金定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

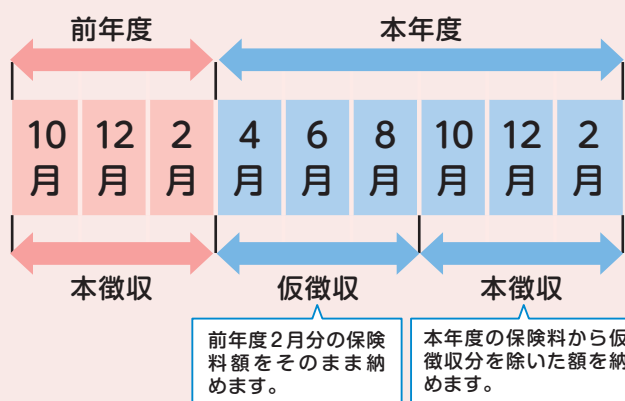
- 老齢基礎年金(旧法制度による老齢年金・退職年金)と、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

※年度の途中で65歳になった人、西宮市に転入してきた人は、特別徴収が始まるまでは普通徴収となります。

特別徴収の人は

前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は前年度2月分の保険料額をそのまま納付します(仮徴収)。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します(本徴収)。

※ただし、8月の仮徴収額は、前年度2月分の保険料と異なる場合があります。(徴収額の平準化)



普通徴収

年金が年額 **18万円未満** の人

送付される納付書にもとづき、介護保険料を市に個別に納めます。

- 市が送付する納付書を持って、市指定の金融機関で納付します。

口座振替が便利ね

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替**が便利です。

手続き

- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込めます。

※口座振替の開始まで、通常手続きに60日程要します。

※特別徴収が始まる場合は、自動的に口座振替が停止となり特別徴収へ切り替えられます。



◎納め方は原則として特別徴収となります。これは介護保険法で定められており、個人で納め方の選択はできません。

65歳になった人・転入した人の保険料

● 65歳になった人の保険料

第1号被保険者の資格を得たときには、その資格取得した月以降の介護保険料を納付していただくことになります。

たとえば、8月15日に65歳になった人の場合、8月以降の資格期間相当分について月単位計算で介護保険料を納付していただくことになります。(第2号被保険者としての保険料は7月分までとなります。)

● 西宮市に転入した人の保険料

介護保険料の計算は「市民税の課税状況」をもとに行うこととなりますが、他の市区町村から転入した人の場合、西宮市に市民税情報がないため、原則として、いったんは「第1段階」で保険料の計算を行います。

その後、前住所地の市区町村に対して市民税の課税状況の照会を行い、その結果保険料段階が変更になる場合には、改めて保険料を再計算(保険料更正)することがありますのでご了承ください。

保険料が変更される場合(保険料の更正)

● 年度途中で保険料が変更(更正)される場合があります

いったん、介護保険料が決定した後であっても、資格の喪失・市民税の課税状況の変更・年度当初に遡っての世帯状況の変更・減免適用などにより、介護保険料が変更(更正)されることがあります。

このようなときには、更正の理由と新しい保険料額をお知らせするための介護保険料の更正決定通知書をお送りします。

● 保険料が増額更正となった場合、特別徴収の人にも納付書をお送りします

介護保険料が増額更正された場合、普通徴収の人に対しては改めて新しい納付書をお送りします(口座振替の申し込みをしている人は除く)。

また、特別徴収の人に対しても増額分について納付書をお送りします。これは年度途中で特別徴収の金額を変更できないため、差額は納付書で納めていただくことになるためです。



● 介護保険料の減免制度

分割納付・徴収猶予によっても保険料の納付が困難な人で、災害により被害を受けた場合、失業等により本人又は生計中心者の収入が著しく減少した場合、一定の要件を満たす生活困窮者である場合などには、申請に基づいて介護保険料を減免する制度があります。

保険料の減免に該当するのは、以下にあげたような事由に該当する場合です。減免申請については、高齢介護課へお電話にてご相談ください。(受付窓口は高齢介護課のみです。原則、申請は郵送にてお願いします。)

■ 災害(地震・風水害・火災等)により一定以上の被害を受けた場合

- 必要書類: 災証明 (消防署長その他官公署の長が証明する書類)
- 申請期限: 事由発生日から1年以内

■ 失業・廃業・長期入院等により本人又は生計中心者の収入が著しく減少した場合

- 対象者: 現在も含めて3か月以上の失業等の状況により生活が困難となった人
収入の減少が本人の場合は保険料段階が第2～11段階(第4段階を除く)で合計所得金額が620万円未満の人、生計中心者の場合は第4・5段階の人
- 必要書類: 離職した日が分かる書類(離職票・廃業届等)
- 申請期限: 「当該年度内」または「事由発生日(離職日)から4か月以内」のいずれか遅い日

■ 生活困窮で納付が困難な場合

- 対象者: 次の項目すべてに該当する人
 - ① 世帯(住民票上の同一世帯)の前年1年間の収入額(遺族年金・障害年金・仕送りなどあらゆる収入を含む)が80万円^(※1)以下または、保険料段階が(第1段階)以外の人で世帯の前年1年間の収入額が150万円^(※2)以下であること
 - ② 世帯員以外の市民税課税者の扶養家族になっていないこと
 - ③ 世帯員以外の市民税課税者と生計を一にしていない(同居していない)こと
 - ④ 資産等を活用してもなお生計困難であること
 - ⑤ 預貯金等の額が350万円^(※3)以下であること
- (※1) 世帯の合計人数が2人以上の場合は2人目から1人あたり25万円を加算
- (※2) 世帯の合計人数が2人以上の場合は2人目から1人あたり50万円を加算
- (※3) 世帯の合計人数が2人以上の場合は2人目から1人あたり100万円を加算
- 必要書類: 世帯全員の収入額が分かる書類・預貯金通帳(賦課期日現在の残高が確認できるもの)や有価証券などの評価額が分かる書類
- 申請期限: 当該年度内

介護保険サービスを利用する

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。

要介護認定の申請をする

申請書類(右ページを参照)を高齢介護課へ提出してください。
※各支所、サービスセンターでは提出できません。

認定 要介護認定を受ける

高齢介護課の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。

▶右ページ参照



基本チェックリストを受ける

▶右ページ参照

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定等で、サービスを利用できる場合があります。

認定

要介護
1~5

要支援
1・2

希望者のみ
非該当

事業対象者
生活機能の低下
がみられる

自立した生活が
送れる

介護サービス

を利用できます。

「介護サービス」は要介護1~5の方が利用できます。

種類と費用は▶P.24~

介護予防サービス

を利用できます。

「介護予防サービス」は、要支援1・2の方が利用できます。

種類と費用は▶P.24~

介護予防・生活支援サービス事業

を利用できます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の方、基本チェックリスト等によって、生活機能が低下していると判定された方(事業対象者)が利用できます。

詳しくは▶P.33

一般介護予防事業

を利用できます。

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象の事業です。

総合事業

利用の流れは
▶P.18から

利用の流れは
▶P.16から

手順



必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。

要介護認定の申請

①申請書 ②認定調査について(アンケート) ③介護保険被保険者証
を高齢介護課へ郵送または窓口へ提出してください。

※各支所、サービスセンターには提出できません。

※40歳から64歳の人は医療保険被保険者証の写しも提出してください。

※介護保険被保険者証を紛失されている場合、介護保険資格異動届兼証交付等申請書を提出してください。

※現在医療保険で、訪問看護やリハビリを利用している場合は、事前に利用中の医療機関へ介護認定の申請中であることを必ず伝えてください。これらのサービスについては、介護保険が優先して適用されるため、必要な手続をせずサービスを利用した場合に本人負担額が10割になることがあります。

申請書類の入手方法

申請書類は市ホームページ(ページ番号:97175112)からダウンロードできるほか、高齢介護課(☎0798-35-3133)から郵送することもできます。また、高齢介護課および各支所、サービスセンターの窓口でも配布しています。

■市から主治医に対して意見書の作成を依頼しますので、**事前に承諾をもらってください。**

要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

- **訪問調査**
市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。
- **主治医の意見書**
市の依頼により主治医が意見書を作成します。
- **一次判定**
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
- **二次判定**
一次判定と特記事項、主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」で二次判定を行います。

認定

認定の結果によって利用できるサービスなどは異なります。



基本チェックリストとは？

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。要介護認定で非該当と認定を受けた場合でも、希望する場合には、基本チェックリストによる判定等により、介護予防・生活支援サービス事業を利用できる場合があります。

第三者行為の届出が義務化されました

交通事故等の第三者による不法行為により介護保険の給付を受ける場合、第1号被保険者は保険者への届出が義務となりました。該当される人は高齢介護課(☎0798-35-3048)までご連絡ください。

要支援1・2・事業対象者と認定サービス利用の流れ

「要支援1・2」と認定された人は介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスを、事業対象者に該当した人は介護予防・生活支援サービスを利用できます。西宮市高齢者あんしん窓口が中心となって、住みなれた地域でいつまでも自立した生活を続けていけるようサポートしていきます。

西宮市高齢者あんしん窓口(地域包括支援センター)

要介護認定の通知(要支援1・2・事業対象者)

要支援1・2・事業対象者の人

西宮市高齢者 あんしん窓口 に 連絡・相談

お住まいの地域を担当している西宮市高齢者あんしん窓口
に連絡・相談をします。



ケアプランの作成

①利用者の現状を把握

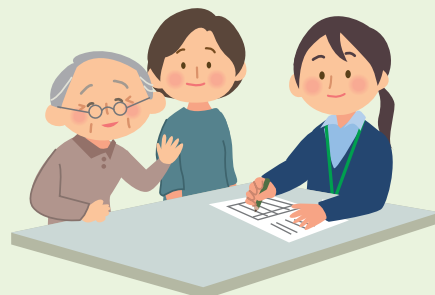
西宮市高齢者あんしん窓口等の職員が利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者が西宮市高齢者あんしん窓口等の職員を中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。



された人

西宮市 高齢者あんしん窓口とは？

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって、地域支援事業の包括的支援事業を実施しています。(詳しくは▶P.36～39)

※地域包括支援センターの呼称です。

- 介護予防サービス・総合事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援



社会福祉士



保健師または
経験豊富な看護師



主任ケア
マネジャー

サービス事業者 と契約

予防専門型訪問サービスや訪問看護などを行うサービス事業者と契約します。



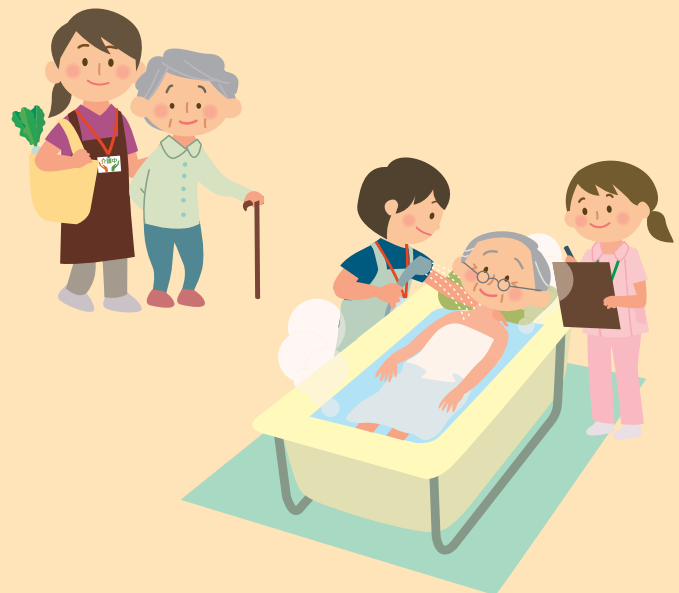
介護予防を目的とした 在宅サービスを利用

一定期間ごとに効果を評価、プランを見直します。

在宅サービス (▶P.25へ)

地域密着型サービス (▶P.31へ)

介護予防・生活支援サービス (▶P.33へ)



要介護1～5と認定された人 サービス利用の流れ

要介護認定の通知(要介護1～5)

在宅でサービスを利用したい

居宅介護支援事業者に ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。

※ケアプランの作成は全額保険給付となり利用者負担はかかりません。



ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い
利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。



施設に入所したい

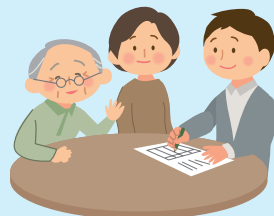
介護保険施設と 契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成します。



「要介護1～5」と認定された人は、介護保険の介護サービスを利用できます。実際にサービスを利用する前に居宅介護支援事業者などに依頼して、心身の状況に応じて利用するサービス内容を具体的に盛り込んだケアプランを作成します。

サービス事業者と契約

訪問介護や訪問看護などを行うサービス事業者と契約します。



在宅サービスを利用

ケアプランにもとづいてサービスが提供されます。

在宅サービス (▶P.25へ)

地域密着型サービス (▶P.31へ)



施設サービスを利用

ケアプランにもとづいてサービスが提供されます。

施設サービス (▶P.31へ)

地域密着型サービス (▶P.32へ)

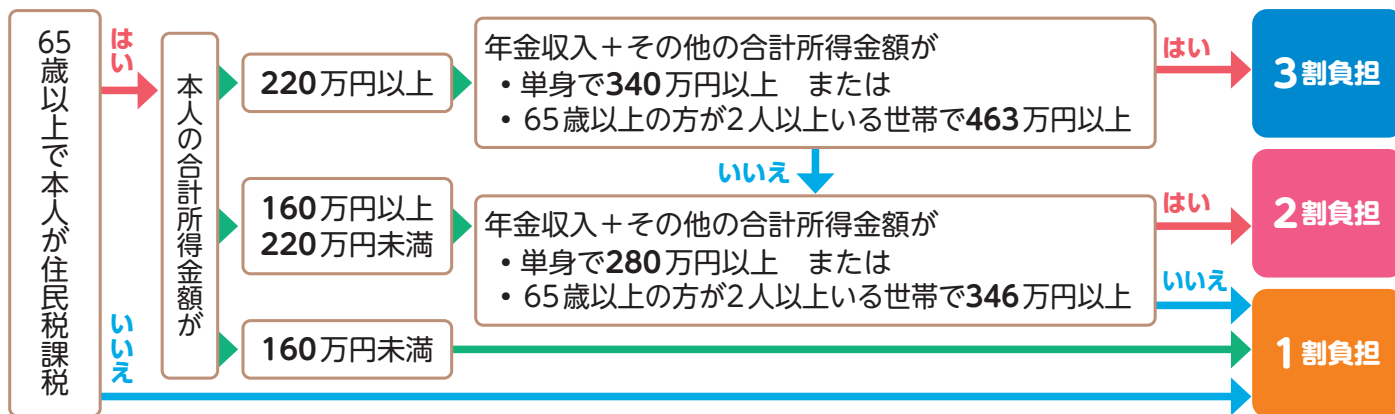


利用者はサービス費用の一部を負担します

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

利用者負担が高額になったとき

● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 高額介護サービス費に該当している人には原則、対象となった月の3ヶ月後に申請書を送付しています。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得が690万円(年収約1,160万円)以上の第1号被保険者がいる世帯	140,100円(世帯)
課税所得が380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の第1号被保険者がいる世帯	93,000円(世帯)
上記以外の住民税課税者がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
課税年金収入額+その他の合計所得金額 ^{※1、※2} が80万円以下の方	15,000円(個人)

※1 譲渡所得に係る特別控除額を除きます。

※2 令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用います。

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
現役並み所得Ⅲ	212万円
現役並み所得Ⅱ	141万円
現役並み所得Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ [※]	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表通りの算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の、「世帯で31万円」で計算されます。

サービスを利用するとき

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1～3割} + \text{食費} + \text{居住費(滞在費)} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

〈軽減制度の対象となるサービス〉

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型特別養護老人ホームの居住費・食費
- (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護の滞在費・食費

変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1、*2、*3}	預貯金等の資産 ^{*4} の状況	食費 施設	居住費(滞在費)				
				ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	1	生活保護受給者の方等	要件なし	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	2	世帯全員が住民税非課税 年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円 [600円]	820円	490円	490円 (420円)	370円
	3-①	年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円 [1,000円]	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	3-②	年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円 [1,300円]	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

令和6年8月から	1	生活保護受給者の方等	要件なし	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
	2	世帯全員が住民税非課税 年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円 [600円]	880円	550円	550円 (480円)	430円
	3-①	年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円 [1,000円]	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
	3-②	年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円 [1,300円]	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 世帯員には別世帯の配偶者も含まれます。

※2 年金収入額には、老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含まれます。

※3 令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用います。

※4 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

* 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

利用者負担の軽減

災害等により著しい被害を受けた場合等の利用料軽減

収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合にも、利用料が減額もしくは、免除される制度があります。

この軽減に該当するのは、以下のような特別の事情にあたる場合です。

- 災害により著しい損害を受けたとき
- 生計維持者が死亡や、長期入院等により収入が著しく減少したとき
- 生計維持者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少したとき

社会福祉法人等による利用者負担軽減

この軽減制度は、各社会福祉法人等が、その社会的役割にかんがみ、利用者負担の軽減を行うものであり、市は軽減対象者の確認を行っています。

また、この制度は、社会福祉法人等の負担を求めているものであるため、この軽減制度を行っていない社会福祉法人等もあります。

● この軽減制度の対象者の要件

世帯全員が市民税非課税であって、次の要件のすべてを満たす人及び生活保護受給者

- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること(収入には遺族年金・障害年金等や仕送りなどすべての収入を含む)
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- 負担能力のある親族等に扶養されていないこと(市民税課税者と同居していない、市民税課税者の扶養家族になっていない、市民税課税者から仕送り等の援助を受けていない)
- 介護保険料を滞納していないこと

● 軽減対象となるサービス及び軽減対象内容

- (1) 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、予防専門型訪問サービス(軽減対象:利用者負担額)
- (2) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、予防専門型通所サービス(軽減対象:利用者負担額、食費)
- (3) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)(軽減対象:利用者負担額、食費、宿泊費)
- (4) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(軽減対象:利用者負担額、食費、滞在費)
- (5) 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(軽減対象:利用者負担額、食費、居住費)
 - ※旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人は対象になりません。ただし、ユニット型個室の居住費は軽減の対象となります。
 - ※生活保護受給者は個室の居住費(滞在費)のみが軽減の対象となります。
 - ※高額介護サービス費の利用者負担上限額が15,000円の人(5)のサービスに係る利用者負担額は軽減の対象になりません。
 - ※特定入所者介護サービス費等の対象外となる人は、(4)と(5)のサービスに係る食費・居住費(滞在費)が軽減の対象になりません。
 - ※特別な室料、特別な食費は軽減の対象になりません。

軽減割合

軽減対象の25%(生活保護受給者は100%)

こんなとき、こんなサービスが利用できます

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスと、それ以外の在宅でのサービス、施設へ入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する人の心身の状況などに合ったサービスを選んで有効に活用しましょう。

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

- 訪問介護
(ホームヘルプサービス) …… P25へ
- 訪問入浴介護 …… P25へ

自宅でリハビリや医療チェック、療養のアドバイスを受けたいときは？

- 訪問看護 …… P26へ
- 訪問リハビリテーション …… P26へ
- 居宅療養管理指導 …… P26へ

外に出て介護や機能訓練を受けたり、みんなと交流したいときは？

- 通所介護(デイサービス) …… P27へ
- 通所リハビリテーション(デイケア) …… P27へ

気分転換をしたり、家族の介護の手を休ませたいときは？

- ショートステイ
(短期入所生活介護・療養介護) …… P28へ

生活の場としての施設でサービスを受けたいときは？

- 特定施設入居者生活介護 …… P28へ

家庭での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 …… P29へ
- 特定福祉用具販売 …… P29へ
- 居宅介護住宅改修 …… P30へ

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム) …… P31へ
- 介護老人保健施設(老人保健施設) …… P31へ
- 介護医療院 …… P31へ

住み慣れた地域で生活を続けるために

- 定期巡回・随時対応型
訪問介護看護 …… P31へ
- 夜間対応型訪問介護 …… P31へ
- 地域密着型通所介護 …… P32へ
- 認知症対応型通所介護 …… P32へ
- 小規模多機能型居宅介護 …… P32へ
- 看護小規模多機能型居宅介護 …… P32へ
- 認知症対応型共同生活介護 …… P32へ
- 地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護 …… P32へ

- 介護予防・日常生活支援総合事業 …… P33へ

在宅サービス



自宅を訪問してもらう

日常生活の手助けを受ける

要介護
1~5

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 服薬の確認 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除
- 洗濯
- 買い物
- 食事の準備、調理
- 薬の受け取り など

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	270円
	30分～1時間未満	428円
生活援助 中心	20分～45分未満	198円
	45分以上	244円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	108円
-------------	------

※要支援の方は33ページをご覧ください。

自宅で入浴の介助を受ける

要介護
1~5

要支援
1・2

訪問入浴介護

(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

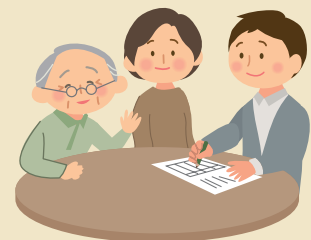
自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要支援1・2	946円	要介護1~5	1,399円
--------	------	--------	--------



給付対象外のお願いをしないために

どのようなサービスを希望するのか、そのサービスが介護保険の対象になるのかなど、ケアプランを作成するときにケアマネジャーと具体的に話し合い、確認しましょう。



利用できるサービス



自宅を訪問してもらう

自宅で看護を受ける

要介護 1~5 要支援 1・2 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、血圧などの健康状態の確認、点滴、医療機器の管理などの医療的ケアを受けます。

自己負担(1割)のみやす

要介護度	病院・診療所から		訪問看護ステーションから	
	20分~30分未満	30分~1時間未満	20分~30分未満	30分~1時間未満
要支援 1・2	423円	611円	499円	878円
要介護 1~5	441円	635円	521円	910円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



自宅でリハビリをする

要介護 1~5 要支援 1・2 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、立ち上がりや歩行、排せつ、着替えなどのリハビリテーションを受けます。

自己負担(1割)のみやす【1回あたり】

要支援 1・2	323円	要介護 1~5	334円
---------	------	---------	------



お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1~5 要支援 1・2 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のみやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

介護や支援が必要になっても自分でできることは自分で!

自分でできることまで介護サービスに頼ると、徐々に身体機能が低下し、状態は悪化してしまいます。ケアプランを作成する時からできないことだけを介護サービスで補うことにして、自分でできることは自分で、できることを増やすことを目指しましょう。

家族の方が介護する場合も、本人のためにも本人ができないことだけを支援するようにしましょう。



買い物などでもできるうちはなるべく積極的に行いましょう。



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
 - 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます）

自己負担（1割）のめやす
【通常規模の施設 / 7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	703円
要介護 2	830円
要介護 3	962円
要介護 4	1,093円
要介護 5	1,226円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は33ページをご覧ください。

施設に通ってリハビリをする

要介護 1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます）

自己負担（1割）のめやす
【通常規模の施設 / 7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	826円
要介護 2	978円
要介護 3	1,133円
要介護 4	1,316円
要介護 5	1,494円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援 1~2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます）



1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援 1	2,457円
要支援 2	4,579円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5

要支援 1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】

(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	489円	489円	573円
要支援 2	608円	608円	711円

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	653円	653円	763円
要介護 2	728円	728円	836円
要介護 3	807円	807円	918円
要介護 4	883円	883円	995円
要介護 5	958円	958円	1,069円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5

要支援 1・2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	619円	655円	667円
要支援 2	776円	827円	843円

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	805円	887円	893円
要介護 2	856円	940円	943円
要介護 3	923円	1,009円	1,013円
要介護 4	981円	1,065円	1,072円
要介護 5	1,037円	1,124円	1,128円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ)について

従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋



自宅から移り住んで利用する

有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護 1~5

要支援 1・2

特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	196円
要支援 2	335円
要介護 1	579円
要介護 2	651円
要介護 3	726円
要介護 4	795円
要介護 5	869円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
 - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から)

変更ポイント

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

利用できるサービス

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器 ・簡易浴槽
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く)
- ・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。



生活する環境を整える

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護
1~5

要支援
1・2

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7~9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

●工事前には保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額 / 20万円 (原則1回限り)
20万円が上限で、その1~3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

- ケアマネジャーや市区町村の窓口等に相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、市区町村の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの)等

- 市区町村から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

- 市区町村の窓口で支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの)等

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7~9割が支給されます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。

また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



施設サービス

施設サービスは、介護が中心か、治療が中心かなどによって、入所する施設を3種類から選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

※要支援の人は、施設サービスは利用できません。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)



常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

新規入所は原則として要介護3以上の人です。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設 (老人保健施設)



病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

生活全般の介護・長期的な療養が必要

介護医療院



主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

※サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

訪問を受けて利用する

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

※要支援1、2の人は利用できません。

夜間対応型訪問介護

夜間専用の訪問介護です。定期的な巡回や通報システムによりサービスが受けられます。

※要支援1、2の人は利用できません。

通所して利用する

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
 ※要支援1、2の人は利用できません。

認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。



多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護の提供を行います。
 ※要支援1、2の人は利用できません。

グループホーム

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

※入居を希望する施設に直接申し込みます。



自己負担(1割)のめやす(1日)
 【1ユニットの場合で1割負担の場合】

要支援2	813円
要介護1	817円
要介護2	856円
要介護3	880円
要介護4	899円
要介護5	918円

※要支援1の人は利用できません。

入所して利用する (小規模施設サービス)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※入所を希望する施設に直接申し込みます。

新規入所は原則として要介護3以上の人です。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者**
- 要支援1・2の方
 - 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
※西宮市に住民票のある人のみが利用できるサービスです。

介護予防ケアマネジメント

西宮市高齢者あんしん窓口の職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



訪問型サービス

予防専門型訪問サービス (ホームヘルパーによるサービス)

要支援1・2、事業対象者の人

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や掃除、買い物などの生活援助を行います。

自己負担(1割)のめやす(月単位の定額)

週1回程度の利用	要支援1・2、事業対象者
▶ 1,300円	
週2回程度の利用	要支援1・2、事業対象者
▶ 2,596円	
週2回程度を超える利用	要支援2
▶ 4,119円	

※身体介護・生活援助の区別はありません。

家事援助限定型訪問サービス (一定の研修修了者「介護予防・生活支援員」によるサービス)

要支援1・2、事業対象者の人

介護予防・生活支援員が居宅を訪問し、掃除や買い物などの家事(生活)援助を行います。

自己負担(1割)のめやす(月単位の定額)

週1回程度の利用	要支援1・2、事業対象者
▶ 1,040円	
週2回程度の利用	要支援1・2、事業対象者
▶ 2,077円	
週2回程度を超える利用	要支援2
▶ 3,296円	

※身体介護は行えません。

通所型サービス

予防専門型通所サービス

要支援1・2、事業対象者の人

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループ活動など)を提供します。



自己負担(1割)のめやす (月単位の定額)

要支援1・事業対象者
▶ 1,921円
要支援2
▶ 3,868円

一般介護予防事業

介護予防とは、「できるかぎり介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になってもそれ以上悪化させないこと」を目的としています。いつまでも自分らしく自立した生活を送るために、元気なうちから筋力アップのための「西宮いきいき体操」や自身の力を活かしてボランティア活動などに取り組みましょう。

西宮いきいき体操

高知市の「いきいき百歳体操」などを参考にして、作成した筋力アップを図る体操です。この体操は、地域の方が集まる身近な会場で、手首や足首におもりをつけ、DVDの映像にあわせてゆっくりと行います。体力に自信がなくても大丈夫です。おもりの量を調整したり、座ったまま体操することにより、体力差があってもみなさんと一緒に体操できます。

新たに地域で始める場合

おおむね10人以上のグループを対象として、みなさんがお集まりの会場へ、作業療法士や理学療法士が運動の必要性を説明しに伺います。説明時には体操も体験していただけます。お気軽に健康増進課へお問い合わせください。

作業療法士 理学療法士などが支援します

西宮いきいき体操に取り組み始めるグループには、初めに3回、作業療法士・理学療法士などが伺い、体操のポイントや、運動を行う上での注意点をお伝えします。日程調整をしますので、まずは健康増進課までお問い合わせください。

実施条件

- 1 週1回以上、おおむね10人以上で集まり、3か月以上継続していただくこと
- 2 地域の誰でも参加可能であること*1
- 3 場所・椅子・テレビ・DVDデッキ・血圧計を準備していただくこと*2
- 4 運営は参加されるみなさんで行っていただくこと

*1 会場利用に制限のある場合はご相談ください。

*2 DVDデッキがない場合はパソコンやビデオデッキ、CDラジカセでも実施可能です。

市の支援内容

- 1 体操のDVD・おもりの無料貸し出し
- 2 専門職による体操指導(初めの3回・3か月後・6か月後・1年後)
- 3 スペシャル版の体操・口腔体操の指導、栄養講義、認知症予防の運動(コグニサイズなど)

新たに個人で参加したい場合

地域で自主的に「西宮いきいき体操」に取り組みされているグループへご参加ください。実施グループについては、健康増進課又は西宮市高齢者あんしん窓口までお問い合わせください。



問合せ

健康増進課 西宮いきいき体操チーム ☎0798-35-3294

実施グループ情報はコチラ▲

シニアサポート

高齢者同士の助け合いと地域におけるボランティア活動の促進を目的とした有償ボランティア制度を実施しています。

対象者

- ① おおむね60歳以上で有償ボランティア活動を希望する人(提供会員)
 - ② 65歳以上で提供会員による支援を希望する人(利用会員)
- ①・②ともに事前登録が必要となります。

支援内容

電球交換、庭の草取り、部屋の掃除、窓ガラス拭き、必需品の買い物代行など(専門的知識を要する内容、身体介護を除く)

費用

- 会員登録費用 無料
- 利用会員は支援を受ける際に、提供会員に対して1時間あたり500円(交通費別途)を直接支払います。

申込・問合せ

西宮市シニアサポートセンター ☎0798-67-0630

契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的

…契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者

…利用者と事業者との間の契約になっているか。

指定事業者

…都道府県・市から指定された事業者か。

サービスの内容

…利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

契約期間

…在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

利用者負担金

…利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか。

利用者からの解約

…利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。

損害賠償

…サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持

…利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報保持されるようになっているか。



※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。

利用者から契約の解除を申し出ることには当然可能ですが、事業者からの解除は原則できません。ただし、利用者の著しい不信行為（利用料金の長期未払い、身体的・精神的暴力等）により、サービスの提供が困難になった場合はこの限りではありません。

介護保険における契約は事業者・利用者による相対の契約ですので、双方に履行すべき責任及び守るべき義務を果たし、気持ちよくサービスを利用しましょう。



西宮市高齢者あんしん窓口

西宮市高齢者あんしん窓口は
高齢者のくらしを守る総合相談・支援の拠点となります。

※地域包括支援センターの呼称です

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が主体となり「西宮市高齢者あんしん窓口」が設置されています。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合支援をおこないます。公正・中立性を確保するために、地域住民や関係団体による「西宮市地域包括支援センター運営協議会」が運営に関わります。

西宮市高齢者あんしん窓口がおこなう主な業務

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の方および事業対象者に、介護予防ケアプラン等の作成、評価などをおこないます。

総合相談・支援

介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援をおこないます。

社会福祉士



保健師または地域保健等に経験のある看護師



主任ケアマネジャー



権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産をまもる権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

地域のケアマネジャーなどの支援

包括的・継続的な支援がおこなわれるように、地域のケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などをおこないます。

西宮市地域包括支援センター運営協議会

- 学識経験者
- 保健関係者
- 医療関係者
- 社会福祉団体
- 介護保険サービス事業者
- 市民

西宮市高齢者あんしん窓口 ～ 地域包括支援センター ～

★開所時間は月～土曜日（祝祭日・年末年始は除く）の午前9時～午後5時までです。
職員が不在の場合もありますので、来所される時は事前にお電話ください。

あんしん窓口名・TEL	担当地域（あいうえお順）
安井 ☎0798-37-1870	相生町、江上町、大井手町、大谷町、御茶家所町、霞町、神垣町、菊谷町、木津山町、久出ヶ谷町、雲井町、郷免町、越水町、寿町、桜谷町、清水町、城ヶ堀町、城山、末広町、高塚町、千歳町、津田町、常磐町、殿山町、中須佐町1～8番、中前田町、南郷町、西田町、羽衣町、櫛塚町、平松町、深谷町、分銅町、松生町、松ヶ丘町、松園町、満池谷町、室川町、安井町、柳本町、若松町
今津南 ☎0798-32-1702	朝凧町、池田町、石在町、今津大東町、今津久寿川町、今津社前町、今津巽町、今津出在家町、今津西浜町、今津二葉町、今津真砂町、今津水波町、今津港町、甲子園網引町、甲子園洲鳥町、甲子園高潮町、染殿町、津門川町、津門住江町、浜松原町、東浜町、東町、松原町、用海町、与古道町
浜脇 ☎0798-35-2440	荒戎町、泉町、市庭町、今在家町、大浜町、神楽町、上葎原町、川添町、川西町、川東町、久保町、鞍掛町、産所町、下葎原町、社家町、建石町、田中町、戸田町、中浜町、中葎原町、西波止町、馬場町、浜町、浜脇町、堀切町、本町、前浜町、松下町、宮西町、宮前町、屋敷町、弓場町、六湛寺町、和上町
西宮浜 ☎0798-32-6064	西宮浜
小松 ☎0798-45-7810	上鳴尾町、学文殿町、甲子園一～六番町、小曾根町、小松北町、小松町、小松西町、小松東町、小松南町、里中町、花園町、若草町
高須 ☎0798-44-4505	上田中町、上田西町、上田東町、笠屋町、高須町、鳴尾浜、東鳴尾町
浜甲子園 ☎0798-42-3530	池開町、枝川町、甲子園七～九番町、甲子園町、甲子園浜、鳴尾町、浜甲子園、古川町、南甲子園、武庫川町
上甲子園 ☎0798-38-6031	今津曙町、今津上野町、今津野田町、今津山中町、上甲子園、甲子園浦風町、甲子園口、甲子園砂田町、甲子園浜田町、甲子園春風町、甲子園三保町、甲子園六石町、津門綾羽町、津門飯田町、津門稻荷町、津門大筒町、津門大塚町、津門呉羽町、津門西口町、津門仁辺町、津門宝津町、戸崎町
深津 ☎0798-64-0050	青木町、芦原町、大屋町、瓦林町、熊野町、甲子園口北町、西福町、神祇官町、神明町、高畑町、高松町、田代町、天道町、中島町、中須佐町9番、中殿町、平木町、深津町、二見町、松並町、松山町、南昭和町3番以外、森下町、両度町
瓦木 ☎0798-68-2702	愛宕山、荒木町、大畑町、大森町、岡田山1～3番、上之町、河原町、北口町、北昭和町、甲風園、大社町1・2・7～10・13番、高木西町、高木東町、高座町、堤町、長田町、中屋町、能登町、野間町、林田町、日野町、広田町、伏原町、丸橋町、南昭和町3番、薬師町
甲山 ☎0798-71-9904	石剱町、老松町、奥畑、甲山町、神園町、柏堂町、柏堂西町、神原、北名次町、北山町、苦楽園一～六番町、結善町、剣谷町、甲陽園山王町、甲陽園西山町、甲陽園東山町、甲陽園日之出町、甲陽園本庄町、甲陽園目神山町、甲陽園若江町、甕岩町、越水字社家郷山、桜町、五月ヶ丘、獅子ヶ口町、鷺林寺、鷺林寺字剣谷、鷺林寺町、鷺林寺南町、新甲陽町、角石町、大社町3～6番・11・12番、名次町、西平町、毘沙門町、樋之池町、豊楽町、松風町、美作町、南越木岩町、湯元町、六軒町
甲武 ☎0798-54-8883	一里山町、大島町、上大市3～5丁目、甲東園1・2丁目、田近野町、段上町、仁川町1・2丁目、樋ノ口町
甲東 ☎0798-57-5280	一ヶ谷町、上ヶ原一～十番町、上ヶ原山田町、上ヶ原山手町、岡田山4～7番、上大市1・2丁目、上甲東園、神呪町、甲東園3丁目、下大市西町、下大市東町、松籟荘、仁川五ヶ山町、仁川町3～6丁目、仁川百合野町、門前町、門戸岡田町、門戸荘、門戸西町、門戸東町、若山町
塩瀬 ☎0797-63-3320	青葉台、清瀬台、国見台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩、名塩赤坂、名塩ガーデン、名塩木之元、名塩さくら台、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩東久保、名塩平成台、名塩南台、名塩美山、生瀬高台、生瀬町、生瀬東町、生瀬武庫川町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘
山口 ☎078-903-0525	北六甲台、すみれ台、山口町上山口、山口町金仙寺、山口町香花園、山口町下山口、山口町中野、山口町名来、山口町阪神流通センター、山口町船坂

西宮市 高齢者あんしん窓口マップ

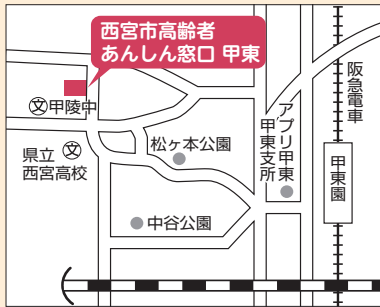
西宮市 高齢者あんしん窓口 甲山

西宮市石劔町19-13
☎ 0798-71-9904
FAX 0798-73-8475



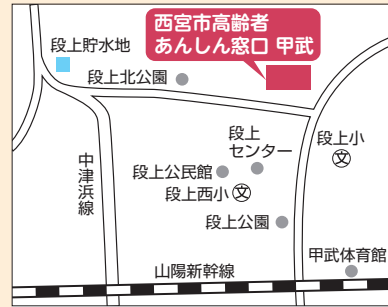
西宮市 高齢者あんしん窓口 甲東

西宮市上甲東園2丁目11-60
☎ 0798-57-5280
FAX 0798-54-8788



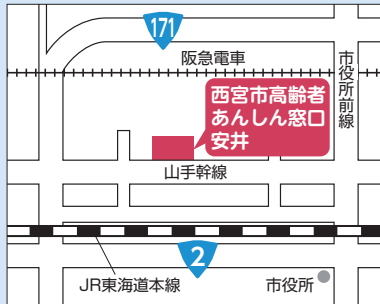
西宮市 高齢者あんしん窓口 甲武

西宮市段上町6丁目24-1
☎ 0798-54-8883
FAX 0798-54-8870



西宮市 高齢者あんしん窓口 安井

西宮市城ヶ堀町1番39号
☎ 0798-37-1870
FAX 0798-56-9350



西宮市 高齢者あんしん窓口 浜脇

西宮市久保町14-12
☎ 0798-35-2440
FAX 0798-35-2441



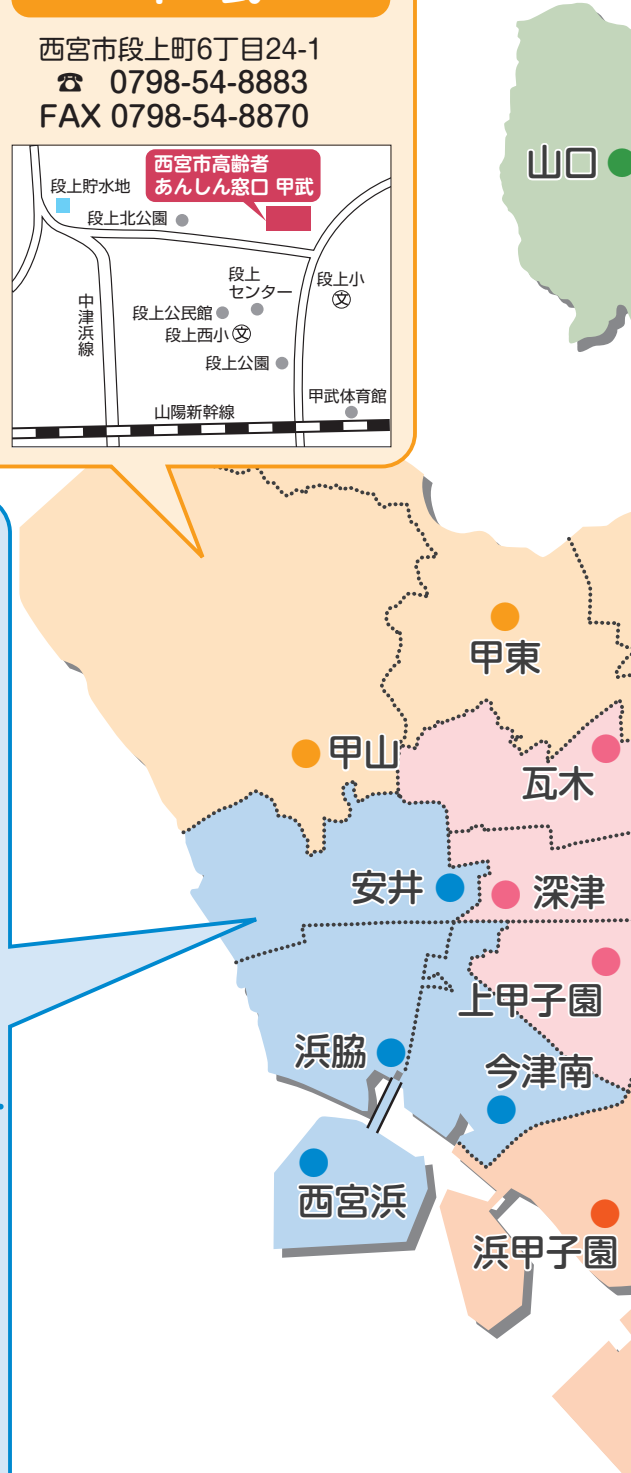
西宮市 高齢者あんしん窓口 今津南

西宮市今津巽町7-10
☎ 0798-32-1702
FAX 0798-32-1703

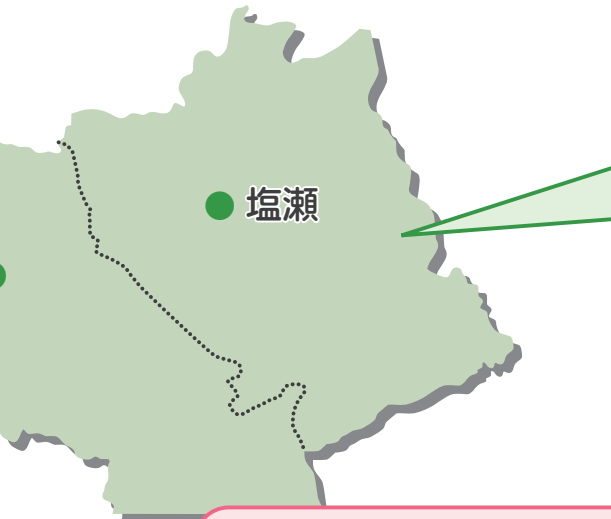


西宮市 高齢者あんしん窓口 西宮浜

西宮市西宮浜3丁目7-7
☎ 0798-32-6064
FAX 0798-32-6062

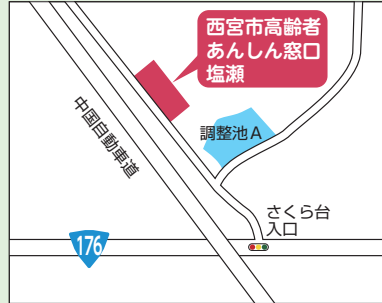


●●●●●は
西宮市高齢者あんしん窓口



西宮市
高齢者あんしん窓口
塩瀬

西宮市名塩さくら台2丁目44
☎ 0797-63-3320
FAX 0797-63-3211



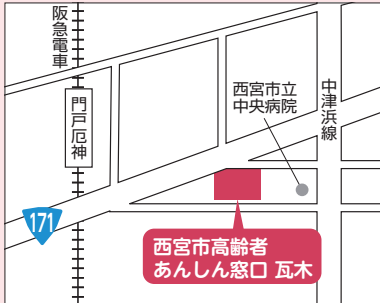
西宮市
高齢者あんしん窓口
山口

西宮市山口町上山口4丁目26-14
☎ 078-903-0525
FAX 078-903-0572



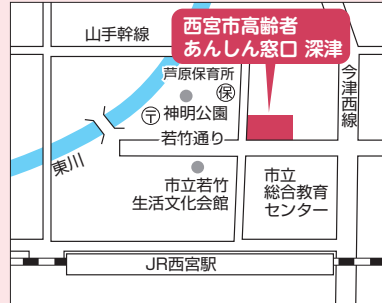
西宮市
高齢者あんしん窓口
瓦木

西宮市林田町7-17
☎ 0798-68-2702
FAX 0798-68-2724



西宮市
高齢者あんしん窓口
深津

西宮市芦原町1-20
☎ 0798-64-0050
FAX 0798-64-0058



西宮市
高齢者あんしん窓口
上甲子園

西宮市上甲子園5丁目7-21
☎ 0798-38-6031
FAX 0798-38-6162



西宮市
高齢者あんしん窓口
小松

西宮市小松北町2丁目8-1
☎ 0798-45-7810
FAX 0798-31-3330



西宮市
高齢者あんしん窓口
浜甲子園

西宮市枝川町17-40
☎ 0798-42-3530
FAX 0798-43-6180



西宮市
高齢者あんしん窓口
高須

西宮市高須町1丁目7-91
☎ 0798-44-4505
FAX 0798-48-6116



安心できる 生活のお手伝いをします

見守りホットライン事業

在宅での生活が不安な高齢者等に、緊急時に通報する機器を貸与しています。緊急時にボタンを押すと、24時間対応受信センターのオペレーターにつながり、市の委託業者出動員がかけつけ等の対応を行います。また、必要に応じて消防署等の関係機関に連絡を行います。加えて24時間対応の健康相談や月に1回のお元気コール(安否確認連絡)も行います。

対象者

西宮市に住民登録され、かつ市内に居住しており、以下の全ての要件に該当する人

- ① 対象者が属する世帯が次に掲げるいずれかの方で構成されていること
 - ア おおむね65歳以上の高齢者
 - イ 障害者手帳所持者
- ② 事業の目的及び趣旨を理解し、緊急通報の装置であることが識別できること。
- ③ 他の緊急通報システムを住居に備えていないこと。また市から貸与する装置の正常な動作を妨げる設備等がないこと。
- ④ 固定電話番号又は携帯電話番号を所有しており、電話連絡ができること。
 - ※有線の固定電話回線及び固定電話番号をご利用の方は、原則固定型装置を設置します。
 - ※携帯電話番号のみご利用の方は、携帯型装置を設置します。

費用

市民税所得割課税者については、月々の費用負担があります。
(生活保護受給者・市民税所得割非課税者は無手数料でご利用いただけます)

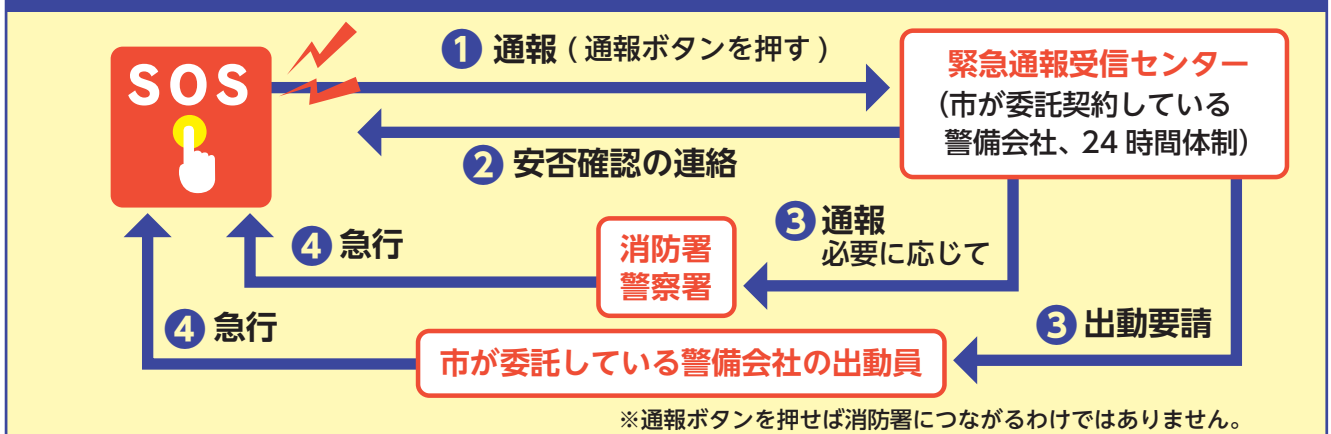
注意事項

- ① 緊急通報時の駆け付け対応のため、市が委託する警備会社にご自宅の鍵を預けていただきます。
- ② 緊急搬送時の連絡等のため、緊急連絡先を必ず1名は設定していただきます。
- ③ お身体に触れる介助の依頼については委託業者の出動員は駆け付けできません。

申込・問合せ

地域共生推進課 ☎ 0798-35-3286

緊急通報システムの流れ



自動消火器・火災警報器・電磁調理器の給付

認知症高齢者等による不測の事故に備え、日常の安全を期するため、自動消火器及び火災警報器を取り付け、又は電磁調理器を給付します。

対象者及び給付品

■ 自動消火器 火災警報器

当該年度に65歳以上となる認知症等により防火の配慮が必要なひとり暮らし、ねたきりの高齢者、高齢者のみの世帯の人（介護保険の要支援及び要介護と認定された第2号被保険者を含む）

■ 電磁調理器

当該年度に65歳以上となる認知症等により防火の配慮が必要なひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人（介護保険の要支援及び要介護と認定された第2号被保険者を含む）

費用

市民税額に応じて費用の一部負担があります。
(生活保護・市民税非課税世帯 無料)

申込・問合せ

担当西宮市高齢者あんしん窓口
又は高齢介護課 ☎0798-35-3077

にこやか収集

「にこやか収集」とは、ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人などを対象に、玄関先まで出向いてごみの収集を行うサービスです。

対象者

■ 高齢者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの人、身体の状態が介護保険認定における要介護2程度の人、介護保険のホームヘルプサービスを利用している人、ご近所、親類等による協力が得られない人

■ 障害のある人

ひとり暮らしの人、身体障害者(難病患者を含む)、知的障害者、精神障害者に対する支援制度でホームヘルプサービスを利用している人、ご近所、親類等による協力が得られない人

※粗大ごみ・片づけごみは対象外です。

※上記要件を満たさない方につきましてもご相談ください。

(例：高齢者夫婦世帯や高齢者と障害者の複合世帯等の非単身世帯)

申請から開始まで

- ① 電話で問い合わせ
- ② 現在のごみ出し状況などを確認
- ③ 担当職員が自宅を訪問し面談
- ④ 「にこやか収集」の可否を本人に通知
- ⑤ 「にこやか収集依頼書」を提出

収集方法

定められた日に、玄関先で行います

申込・問合せ

美化第1課 ☎0798-33-4758
美化第2課 ☎0798-41-6265



はり・きゅう・マッサージ施術費補助

70歳以上の人に、市内の指定施術所で利用できるはり・きゅう・マッサージ施術費補助券を交付します。

対象者 4月1日現在、満70歳以上で西宮市に住所を有している人

実施期間 当該年度の4月1日から翌年3月31日まで

補助の内容 西宮市と契約しているはり・きゅう・マッサージ指定施術所で保険外施術を受け
る場合、1人につき年1回、1枚1,000円分の5枚綴り(5,000円分)の補助券を
交付します。

申請に必要なもの

- 本人が申請する場合 本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)
- 代理人が申請する場合 本人及び代理人確認書類
(健康保険証、運転免許証等)

利用方法 西宮市の各窓口で交付する補助券をもって、指定施術所へお越し
ください。

申込・問合せ 高齢介護課 ☎0798-35-3077 又は各支所、
アクタ西宮ステーション、各市民サービスセンター

障害者控除対象者認定書

65歳以上で介護保険制度の要介護の認定を受けた人に、所得税の確定申告や市県民税
の申告で障害者控除を受けるための証明書類を交付します。

※あくまで税の申告の際にお使いいただける認定書ですので、障害者手帳に代替するものではありません。

対象者 下記条件全てに該当する人
基準日は税申告の対象となる年の12月31日です。

条件① 65歳以上

条件② 要介護1～要介護5の認定を受けている

条件③ 身体障害者手帳等の交付を受けていない

(ただし、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、
療育手帳B1・B2を交付されている人が要介護4～5の認定を受けている
場合は対象です)。

交付方法 上記条件全てに該当する人で、前年所得が課税の人には毎年1月に市よ
り「障害者控除対象者認定書」を送付します。また、上記条件全てに該当
する人で、昨年「障害者控除対象者認定書」を送付した人にも送付します。
いずれも申請は不要です。本人の前年所得が非課税で上記全ての条件を
満たし、認定書が必要な人は申請が必要です。

申請に必要なもの

- 申請書
- 申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

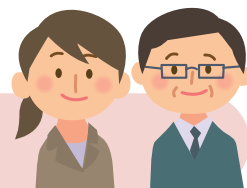
申込・問合せ 高齢介護課 ☎0798-35-3348

高齢者虐待相談窓口

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見・防止を目的とした相談窓口を設置しております。
高齢者虐待でお悩みのある人、虐待の疑いがあるとお気づきの人は、下記の電話番号までお気軽にご相談ください。

相談・問合せ

生活支援課 ☎0798-35-3175
又は各地区の西宮市高齢者あんしん窓口



養護老人ホーム

経済的、家庭環境などの理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が契約ではなく行政の措置によって入所できる施設です。

対象者

介護を必要としない65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活することが困難な人。ただし、本人及びその世帯の生計中心者に市民税所得割が課税されていない人に限ります。

費用の負担

入所者本人及び扶養義務者の収入に応じて、費用を負担していただきます。

問合せ

生活支援課 ☎0798-35-3175

成年後見制度利用支援

日常生活を営むのに支障があり、身寄りがない等で成年後見制度を利用するための申立を行う人がいない場合に、市長による審判の申立を行います。加えて、助成を受けなければ制度利用が困難な人に対し、申立に係る費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

対象者

認知症高齢者や知的障害又は精神障害があり、配偶者や四親等内の親族がいない人など

問合せ

生活支援課 ☎0798-35-3175

家族介護慰労金の支給

ねたきり又は認知症の人を在宅で介護している家族(同世帯の直系血族(子・孫)・配偶者および兄弟姉妹)に家族介護慰労金を支給します。

対象者

介護保険の要介護度が「4」又は「5」に認定された市民税非課税世帯に属する在宅高齢者などであって、過去1年間介護保険のサービスを利用していない(年7日以内のショートステイを除く)人を介護している家族。また、重度心身障害者(児)介護手当との併給はできません。

支給額

年額12万円

問合せ

高齢介護課 ☎0798-35-3077



介護用品の支給

在宅で失禁のあるねたきりの人などを介護している家族に紙おむつなどの介護用品を現物支給します。

対象者

下記のすべての条件を満たす人を介護している家族
(世帯構成員全員の当該年度の市民税が非課税であること)

1. 西宮市に住民登録され、かつ現に西宮市に居住していること
2. 要介護認定において、要介護度4又は5に認定されていること
3. 常に失禁状態にあること
4. 当該年度の市民税が非課税であること
5. 生活保護を受けていないこと
6. 障害者日常生活用具給付等事業で紙おむつ等の受給者でないこと

内容

月に1回、紙おむつや尿とりパッドを指定業者が自宅へ配達します。

費用の負担

助成限度額(月額6,500円)を超える額は利用者負担となります。

申込・問合せ

高齢介護課 ☎0798-35-3077

外出のお手伝いをします

高齢者バス運賃助成割引購入証

バスを利用する高齢者の外出を支援する為に、高齢者バス運賃助成割引購入証(1枚1,000円分の割引購入証が5枚綴りの冊子)を交付します。

対象者

4月1日現在、満70歳以上で西宮市に住所を有している人

申請方法

登録申請書の提出が必要です。

※当該年度中に割引購入証を1枚以上使用した場合は、翌年度の申請は不要です。

助成額

年間5,000円

助成方法

バスの対象商品(ICカードや回数券)を購入又はチャージする際の料金を割引します。

※割引購入証で直接バスに乗車できるわけではありません。

※割引購入証には有効期限がありますのでご注意ください。

登録・問合せ

高齢介護課 ☎0798-35-3077

高齢者交通安全杖の支給

高齢者が外出時に交通事故等を未然に防止するための杖を支給します。

対象者

西宮市内に住所を有している65歳以上の高齢者
(すでに支給を受けた人を除く)

相談・問合せ

高齢介護課 ☎0798-35-3199又は各支所、アクタ西宮ステーション、
上甲子園サービスセンター、担当西宮市高齢者あんしん窓口

車いすの貸出し

病気の回復期など、一時的に自宅で必要とされる車いすを無料で貸し出します。

* 次の項目に該当する人は、貸し出しの対象から除外されます。

1. 該当者が入院中で、病院内での使用を目的とする場合
2. 該当者が施設に入所中で、施設内での使用を目的とする場合
3. 介護保険の要介護認定結果が要介護2以上の人
4. 介護保険の要介護認定結果が要介護1以下の人で、下記の①、②に該当する場合

① 日常的に歩行が困難な人

② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる人

※ ①、②に該当する人は、介護保険の例外規定により車いす(福祉用具)の貸与を受けることができます。

5. 障害者施策により補装具費の支給を受けられる人



申込・問合せ

高齢介護課 ☎0798-35-3199
又は各支所、担当西宮市高齢者あんしん窓口

福祉タクシーの派遣

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者や障害のある人に対し、自宅と病院等の間を福祉タクシーで移動した際のタクシー料金を助成する福祉タクシーチケットを交付します。

対象者

- ① 要介護3～5の65歳以上の高齢者で、原則として介護者が添乗できる人
- ② 身体障害者手帳の視覚・下肢・体幹・移動機能障害(脳病変)1種1、2級もしくは上肢・上肢機能障害(脳病変)・内部障害1級をお持ちの人、療育手帳Aをお持ちの人、又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人で、原則として介護者が添乗できる人

利用方法

あらかじめ「予約制」と「定額制」のどちらかを選択し、市担当課へ登録をしていただきます。

1. 「予約制」

- 利用方法：利用日の前日までに直接タクシー会社に予約をしていただきます。
- 利用者負担：利用料金の1割(障害者手帳をお持ちの人は障害者割引後の1割)と助成限度額(南部地域2,000円、北部地域4,000円)を超える額は利用者負担となります。
- 行き先：病院や公的機関等に限定されます。

2. 「定額制」

- 利用方法：予約は不要です。
- 利用者負担：利用券1枚の助成額は500円で(おつりは出ません)1回の乗車で最大3枚まで使用できます。それ以外(障害者手帳提示の場合は障害者割引後の金額)は利用者負担となります。
- 行き先：行き先に制限はありません。

登録・問合せ

対象者①に当てはまる人は高齢介護課 ☎0798-35-3077
対象者②に当てはまる人は障害福祉課 ☎0798-35-3757

住宅の改造費を助成します

住宅改造費の助成

介護保険の要介護又は要支援認定を受けた人が、現在居住している居宅を身体状況にあわせて改造工事をする際に、工事費の一部を助成します。

対象者

- ① 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた人
※介護認定新規申請中の方を含みます。ただし、認定結果が非該当となった場合は助成ができませんので、ご注意ください。
- ② 世帯の生計中心者の前年(1～6月の申請の場合は前々年)収入(所得)が以下であること
 - 生計中心者が給与収入のみの場合 800万円以下(収入)
 - 生計中心者が給与収入のみでない場合 600万円以下(所得)
- ③ 介護保険の住宅改修をはじめて利用する場合の一体的な申請であること
原則としてこの事業の助成を一度受けた世帯は再度助成を受けることはできません。
- ④ 工事前に申請すること
工事後の申請には助成できません。必ず工事前に相談・申請し、決定が下りてから工事に着工してください。
- ⑤ 現在居住している居宅の改造であること
※建て替えや新築・中古の家屋を購入される場合、転居される場合は対象になりません。

助成額

介護保険等の住宅改修対象費20万円を超える工事費に対する助成で、それと合わせて100万円が対象となる工事費の上限です。課税状況に応じて対象工事費に対する助成率が決められています。

※同一世帯に複数の対象者(障害者を含む)がいる場合はこの限りではありません。

その他

- 介護保険の要介護又は要支援認定を受けていない、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちでない65歳以上の世帯に対して、将来に備えたバリアフリー工事の一部を助成する住宅改造(個人型)という制度があります。

(すまいづくり推進課 ☎0798-35-3778)

- 自己負担(助成額を除く)が50万円を超えた場合、固定資産税の減額措置が受けられる場合があります。

(資産税課 ☎0798-35-3225)



申込・問合せ

高齢介護課 ☎0798-35-3048

生きがいのあるくらしを 支援します



老人福祉センター

語らいやくつろぎ、集会や趣味の場としてご利用いただける施設です。

鳴尾老人福祉センター

西宮市上田中町2-7 ☎0798-47-9519

対象者

西宮市在住の60歳以上の人、その他市長が特に必要と認めた人

開館時間

月曜～金曜：午前9時～午後5時まで
土曜：午前9時から正午まで（事前申込による貸館のみ）

休館日

日曜・祝日
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

利用料

無料

老人いこいの家

西宮市に住所を有するおおむね60歳以上の高齢者が気軽に集まって自由な時間を楽しむ場所として、老人いこいの家を設置し無料開放しています。

開館は月曜～土曜の午前9時～午後5時です。（祝日及び年末年始を除く）

名称	所在地	名称	所在地
泉町	泉町1-1 泉町自治会館内	高須2丁目	高須町2丁目1-19 19号棟集会室内
今津二葉	今津二葉町4-49	浜甲団地	枝川町9-3
越水	桜谷町7-16 越水自治会館内	北口	高松町20-20 市民交流センター内
夙川	若松町5-1	門戸	下大市東町33-4
津門西口	津門西口町5-9 津門西口集会所	仁川	仁川五ヶ山町3-13 五ヶ山会館内
津門	津門綾羽町2-31	生瀬	生瀬町2-25-1 生瀬皇太神社内
鳴尾北	学文殿町2-4-29	塩瀬	名塩新町1番 塩瀬センター内
小松西町	小松西町2-3-6 小松西町自治会館内	東山台	東山台1丁目106-2 ナシオンホール内
東鳴尾	東鳴尾町2-14-13 東鳴尾皇太神社内	山口	山口町下山口4-1-8 山口センター内
高須	高須町1丁目1-7 7号棟集会室内	北六甲台	北六甲台5-29-12
千鳥ヶ浜	高須町1丁目4-20		

問合先

地域共生推進課 ☎0798-35-3286

認知症の本人や家族を支援します

認知症について

認知症は誰にも起こりうる脳の病気によるものです。認知症は早期診断・早期発見で進行を遅らせたり、早期相談をしたりすることで生活を継続する準備ができます。

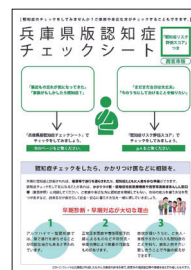
【認知症の早期診断・早期発見】

心身の不調など、おかしいなと感じたらすぐにかかりつけ医もしくは、専門医(※)を受診しましょう。

(※)専門医…精神科・心療内科・神経科・神経内科・脳神経外科・物忘れ外来など

【認知症の相談】

認知症になってもこれまでの生活を続けられるように、各種窓口での相談をおすすめしています。相談先は、高齢者あんしん窓口(P.36～39参照)、又は下記の間合せ先までお願いします。また、相談先や制度をまとめた認知症サポートべんり帳や認知症のチェックシートを配布しています。



認知症
チェックシート



認知症サポート
べんり帳

認知症高齢者等位置探索サービス事業

認知症等により行方不明となる可能性がある高齢者等を介護している家族に、位置探索システム専用端末機 (GPS端末機)を貸与します。行方不明になった際には、家族が電話又はインターネット検索により、位置情報の提供を受けることが可能です。

対象者

西宮市の住民として登録され、かつ現に西宮市に居住する65歳以上の認知症高齢者等(介護保険の要支援及び要介護と認定された第2号被保険者を含む。)を介護し、この事業による支援が必要と認められる家族。

費用の負担

当サービスは下記のどちらかを選択していただきます。

※認知症高齢者等及び対象者が属する世帯の全員が市民税非課税もしくは生活保護世帯であれば、基本料金は免除。

【セコム株式会社】

- 基本使用料 月額 1,320円(税込)
- 検索料 ・インターネット検索料 無料
・電話検索料 1回 220円(税込)(対応可能時間:24時間)

【株式会社やさしい手】

- 基本使用料 月額 2,200円(税込)
- 検索料 ・インターネット検索料 無料
・電話検索料 1回 220円(税込)(対応可能時間:8時から22時)

申込・問合せ

地域共生推進課 ☎ 0798-35-3286

認知症SOSメールの登録・配信

認知症などにより行方不明となるおそれのある人の写真・氏名等を事前に登録し、行方不明が発生した際に捜索協力者へ電子メールで情報提供を行うことで、いち早く発見・保護につなげます。

登録対象者

西宮市内に在住する認知症などにより行方不明となるおそれのある人

登録申請できる人

家族・親族・同居している介護者など

費用の負担

無し(事業の利用にかかる通信料等は利用者負担)

申込・問合せ

地域共生推進課 ☎ 0798-35-3286

もしかして「フレイル」？



フレイルとは？

年をとって筋力や認知機能、社会とのつながりなどが低下し、要介護になる可能性が高い状態です。早めに気づいて予防しましょう！

1つでも 当てはまれば **要注意** です

ペットボトルのふたを開けにくくなった

以前より人と会話をする機会が減った

出かけるのがおっくうになった

以前より疲れやすくなった

青信号の間に横断歩道を渡りきれなくなってきた

半年前より2~3kg体重が減った

▼ どうやったら予防できる？ ▼

食事

1日3食バランスよく食べましょう



運動

家事や体操など身体を動かしましょう



くち お口の健康

口腔体操をして歯科受診しましょう



社会参加

社会活動に参加して人と交流しましょう



問合せ

健康増進課 フレイル対策チーム 0798-26-3157

にしま〜れ（西宮市社会資源情報サイト）

地域活動や相談窓口、生活支援といった様々な社会資源情報を集約したホームページです。自宅の近く等でどのような資源があるかを検索することができます。

（ホームページアドレス <https://chiiki-kaigo.casio.jp/nishinomiya1>）

●問合せ：地域共生推進課 ☎0798-35-3286



民生委員・児童委員とは

地域の福祉を支えるあなたの身近な存在です

民生委員・児童委員は、地域の推薦によって選ばれ、厚生労働大臣から委嘱された地域のボランティアです。現在、西宮市には736名(定員)の民生委員・児童委員がいます。あなたの住んでいる地域にも民生委員・児童委員がいて、高齢者から子供まで幅広く相談支援や見守り等の活動を行い、地域福祉を支えています。

高齢者実態把握調査にご協力を

市では、毎年9～12月頃にかけて、日常の見守りや緊急時の備えとして「高齢者実態把握調査」を行っています。調査は70歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯を中心に行います(その他の世帯も必要に応じて訪問することがあります)。

身分証を携行した民生委員が訪問し、世帯の状況や緊急連絡先などの聞き取りを行なっています。この調査は、緊急時に円滑な対応ができるよう事前の情報把握を行うものです。可能な限りのご協力をお願いします。

問合せ先

地域共生推進課 ☎0798-35-3032

西宮の福祉にあなたの善意を

福祉基金へのご寄附

西宮市では、誰もが住みやすい福祉のまちづくり向上に役立てるため、2つの福祉基金を設置しております。あなたの善意をお寄せください。



「青い鳥」福祉基金

障害のある人や子ども、高齢者など幅広い世代の福祉を充実するための基金です。市民の皆様の寄附金を「青い鳥」福祉基金として積み立て活用することで、心身障害者扶養共済制度(県の制度)に対する市独自の追加支給や老人ホーム・児童施設で使う備品の購入等を通じ、市民福祉の向上を図っております。

長寿ふれあい基金

高齢者の福祉を充実するための基金です。市民の皆様の寄附金を積み立て活用することで、高齢者の社会参加を支援し、健康の保持等を増進することにより市民福祉の向上を図っております。

問合せ先

福祉総務課 ☎0798-35-3482

介護保険サービス事業者のさがしかた

実際に介護保険サービス事業者をさがすとき、次のような情報源がありますので
ご活用ください。

ハートページ西宮市版

初めて要介護認定を申請した人にお渡ししています。

この冊子は要介護（要支援）認定を受けてから、サービスを利用する方法、
サービスの内容、制度のしくみなどについて解説したものです。

市内の介護保険サービス事業者の一覧表もついていますので、地域にどんな
事業者があるのかをさがすこともできます。

ご希望の人には、高齢介護課等の窓口でお渡ししています。

介護・障害福祉サービス事業者情報

西宮市のホームページで、西宮市が指定している介護保険と
障害福祉サービス事業者を検索することができます。



ホームページアドレス <https://momo.nishi.or.jp/kaigo/>

介護事業所・生活関連情報検索

厚生労働省等が運営しているホームページです。

このホームページでは、介護保険制度についてのさまざまな
資料のほかに、全国の介護保険サービス事業者を検索するこ
とができます。



ホームページアドレス <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

市は介護サービス事業者の紹介・斡旋は行っていません

市は介護保険の保険者（保険の運営者）として、公平な立場を維持する観点
から、介護保険サービス事業者の紹介・斡旋は行っていません。
事業者をおさがしの場合は、上記の情報サービスなどをご活用いただきます
ようお願いいたします。

介護保険に関するお問い合わせは 高齢介護課

要介護認定については	☎(0798)35-3133 3348
介護保険の給付については	☎(0798)35-3048
介護保険の資格については	☎(0798)35-3313
介護保険料の納付については	☎(0798)35-3148

高齢者の福祉サービスについては

高齢介護課 ☎(0798)35-3199

認知症に関する相談窓口

各窓口によって相談日時が異なります。

西宮市高齢者あんしん窓口	☎P.36～39を参照
認知症支援の施策	P.48を参照
高齢介護課	☎(0798)35-3199